

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

保育所等における新型コロナウイルス感染者が判明した場合の 休園等対応方針の一部変更について

日頃から、本市の保育・教育行政に御理解をいただきありがとうございます。
また、長期間にわたり、施設における新型コロナウイルス感染症対策について、御協力をいただ
いていることに心より感謝申し上げます。

本市では、保育所等において新型コロナウイルス感染症の陽性者が判明した場合には、施設内の濃厚接触者の特定を行い、必要に応じて休園とする対応としています。

また、令和4年2月以降は、オミクロン株の特性を踏まえ、迅速に休園を判断するために、陽性者が判明した際には、施設において濃厚接触者の特定後は、陽性者と濃厚接触者に特定された児童以外には、保育の提供を行っています。

一方、陽性者の発生数や休園件数は減少傾向にあるものの未だ少くない状況にあり、休園が生じることによる保護者の皆様への負担、社会経済活動への影響が課題となっています。そのため、次とおり休園の取扱いについて6月6日より一部変更を行いますので、何卒よろしくお願ひいたします。

1 休園の取扱いに関する変更点

これまで、陽性者の最終登園日の翌日から7日間を休園期間としていました。一方で、休園期間中であっても、濃厚接触者の特定後は、陽性者と濃厚接触者に特定された児童以外には、保育の提供を行っています。このことを踏まえ、休園について、一律7日間を休園とする取扱いから次のとおりに見直します。

(1) **陽性者が判明し、濃厚接触者を特定するまでの期間を休園します**
⇒**休園の対象範囲は、陽性者と関係するクラス等のみに限定します。**それ以外の方については
は、保育所等の利用を継続することが可能です。



(2) 保育士が複数名出勤できないなど、安全な保育の提供が困難である期間を休園します

2 利用料の日割り返還について

上記1において、休園となつたクラスの児童は、登園できなかつた日数に応じて利用料を日割りで返還します。また、休園期間に限らず、陽性者や濃厚接触者となつた児童の利用料も日割りで返還します。

※保護者の皆様に行つていただく手続きはありません。利用料日割りの対象は、施設から横浜市に報告されていきますので、児童が陽性や濃厚接触者となつた場合はその期間を施設と共有していただくようお願いします。

※6月6日以降に陽性者が判明し、休園する場合の取扱いとなります。6月5日以前に決まった休園期間や、利用料の日割り対象者は、変更いたしません。

※利用料の日割り返還には対象月から5か月程度かかります。ご了承ください。

3 保護者の皆様へのお願い

それぞれの保育所等においては、保育内容の工夫や消毒、定期的な換気など、可能な限りの感染拡大防止対策を講じています。しかしながら、子どもが集団生活を行う場である特性上、陽性者が判明した場合、感染が拡大しやすい傾向にあります。

これまででも御協力いただいたことがありますので、保護者の皆様におかれましては、お子様の体調に普段と異なる様子が見られる場合には、保育所等をお休みし、必要に応じて、かかりつけ医を受診するなど、感染拡大防止に引き続き御協力いただきますようお願いいたします。

保護者の皆様には、濃厚接触者に特定されることや保育所等が休園となることにより、ご負担をおかけしておりますが、これは、以下の理由により、感染拡大を防止する考え方のもと実施しているものです。

○保育所等は、子どもが集団生活をする場であることから、感染が拡大しやすい環境にあること。
○ミクロン株による新型コロナウイルスは、乳幼児は重症化しづらいと言われているものの、子どもたちの感染を心配する保護者の声が寄せられていること、また、保育士をはじめとした職員も勤務していること。

○子どもを通じて保育所等から家庭に感染が拡大する可能性があること。

何卒、御理解いただきますようお願いいたします。

【担当】こども青少年局保育・教育運営課

電話 671-3564

令和4年6月6日

保護者 各位

横浜市こども青少年局保育・教育支援課
人材育成・向上支援担当課長

保育所等における子どものマスク着用の考え方について

日頃より本市の保育・教育の推進にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。
標記については、国の通知により考え方が示されており、横浜市においても、次のように考
え方に沿って対応しています。改めてお知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解・ご協力をお願いいたします。

○個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかるわら
ず、マスク着用を一律には求めません。特に2歳未満では、窒息や熱中症のリスクが高まるた
め、着用は要められません。

○保護者が着用させる意向であっても、現場でその子どものことを見ている保育士等が着用が難
しいと判断する場合は、無理に着用を要めません。

○午睡の際には当然として、熱中症リスクが高いと考えられる場合や、子どもが身体を動かすこと
の多い屋外での保育、プール活動や水遊びを行う場合には、マスクを外すようにします。

【参考】 厚生労働省 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html



「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて
(第十五報)（令和4年5月25日現在）」（令和4年5月25日付事務連絡）

横浜市こども青少年局保育・教育支援課 人材育成係
Tel 045-671-2397